



発行所
 全国青年税理士連盟
 東京都目黒区碑文谷
 1-19-13(03)(716)5382
 (税理士村田昭事務所)
 編集兼発行人 志水 源司

租税法主義と税務監査

税務監査論の起源についてはかなり古く、日税連が大蔵大臣なりに国税庁長官に対し、税理士に税務書類の監査証明を行なわしめるよう要望した。昭和二十八年九月にまでさかのぼることが出来るものとされ、その後、昭和三十四年三月、東京税理士会税理士制度委員会では、税理士法第三十三条の二の、添付書面及び付属明細書試案を発表し、更には同じ頃、日税連でも税務計算書類の調査実施準備案を作成するに及び、具体的にこの制度確立への準備が開始されたといわれているが、これが「税務監査」という用語に定着し、実際に具体的な問題として論議を生むに至ったのは、比較的近年の昭和四十三年十二月発表の「税務監査基準の設定に関する東京税理士会制度部試案(第三次草案)」に端を発するものようである。

一方、日税連では昨秋以来、税理士法改正対策委員会理論小委員会を中心に税理士法改正要望書案の作成作業を進めており、近く成案を得て各単位会にこれを諮問する予定であると言われているが、その中で、この税務監査を改正案

の重点項目の一つとして取り上げ「税務申告の適法性、正確性、妥当性、真実性を担保するために一定の監査基準に基づき、会計処理から課税基準及び税額の計算に至るまでの過程を監査し、証明することを税理士の独占業務とする」旨の見解を明らかにしている。

しかしながら、この税務監査論については、極く限られた一部の論者を除く大多数の会員にとつては今漸くその論議が開始された段階に過ぎず、しかも、これが税理士制度との関りにおいて、果して誰のために、何故に有用かつ有効であるか、あるいはその目的、意義、基準、手続き、規範力、責任の問題等、具体的内容を含む重要事項についても殆んど何一つ解明されていないのが実情である。従って、その証拠に、論者によってさまざまに「税務監査論」があるばかりでなく、甚だしきは同一の論者においてさえ、強力な反論に対し、または討議の中で、しばしば自らの論理の矛盾に逢着し、やがては論旨の修正ないしは変更を余儀なくされている現状は、その本質に関する理解の差異はとも角

明らかに論理を定着させるに足るだけの論議が不足している事実を証するに外ならない。

いずれにしろ、税理士が納税者の代理人としてその權益を擁護し租税法主義の実現を通じて民主的な申告納税制度の発展に資するという税理士の究極の使命と職責にかんがみ、この税務監査に果していかなる位置づけを与えるべきか、目下の税理士法の改正作業が進められているだけに、税理士制度の将来に関わる極めて重大な問題として、今その本質を究明することは誠に重要、かつ急を要するものとなるうとしている。

われわれは、こうした未成熟な論理のまま、しかも十分な討議もなく、徒らに性急に制度化することに限りなく大きな危惧を抱くがゆえに、ここに本問題の本質に関するシンポジウムを開催し、積極的な討議の足がかりとしようとするものである。

なお、当日日税連より北川副会長、ならびに上林制度部長大阪合同税理士会より仁科税理士制度委員長にそれぞれご出席賜り特に北川副会長には積極的に討議にご参加頂きましたことを、紙上をかりて厚く御礼申し上げます。

研究部長 住野和彦



税務監査論に当衆の議論が沸騰する

第一回全国青年税理士連盟大会
 各単位会代表者(左から) 岡田 隆

「税務監査論」

その問題点の提起

—第二回シンポジウム報告—

東青税 戸田才一郎

最近のこの論について私は現況において税務監査の議論は次の三項にその焦点をおくべきと存じます。

- 1 意義目的内容の制定
- 2 税理士法に採込むことの可否

3 税務監査実施後の展望
この三項の何れについても私はこれを決定することは出来ないのですが、議論は必ずこの焦点を明確に濾過されて前進せしめることを図り性急に結果を焦るべきではないと考えており、これが私の結論であります。以下要点の説明に入る訳ですが紙面の都合上到底そのすべてをつくすことが出来ないで問題点を列記して所在を明にするので説明にかえます。

- 一、意義と目的内容
- ①目的をどこに置くか
- ②監査の要件と、現在企画されている税務監査の内容が監査というに価するか
- ③現行会計士監査と

の異同(検証性の重視) ④用語の選択(強制的性格 目的との対応)

二、税理士法に税務監査を取入れることの可否

- ①監査制度の効果
- ②税理士業務への影響、全面検証の可能な限界
- ③法制化による義務法改正の基準(使命と権益 国民的要請)

三、税理士監査制度実施後の展望、政治的变化

- ①目的以外へ発展するおそれ
 - ②今実施しなければ時宜を逸すのか
 - ③実施が失敗した場合にどうなるか
 - ④徴税機構の肩代り、税理士の官僚化(源泉徴収制度の事例)
 - ⑤恣意的官僚制度との斗い(税理士会の力)
 - ⑥その他(官製監査基準の押寄せ、税務監査士制度の誘発)
- 以上の検討を終ったとき私共は再び税理士制度の存在意義と、税理士監査の国民的要請の辺に在

るかを考えるに到りましょう。税理士に依る税務監査の実施は納税者の要請の如何にかかわり、これが監査論を決定すると考えますがその反応の見きわめが出来る

税務監査の制度化に反対

税務代理の付随行為である

—第二回シンポジウム報告—

大青税 矢頭 昇

までは当面税理士法改正にこれを取組むべきではありません。その意味で全国青税が改正に慎重審議を求めていることを妥当と考えます。

「税務監査」はきまった内容をもたず、論者によってその意図するところは種々である。

「税務監査」について論じようとしても、現在「税務監査」は一定の内容をもって主張されている訳ではなく、その内容は、論者によって、種々であって全く定まっていない。

現在論ぜられている「税務監査」の主な要素について、その論ぜられている内容を見てみると次の如くである。

イ、監査客体について

何を監査の対象として考えているかという点であるが、税務申告書全体を監査対象と考え、課税標準、税額の算定から税額までの適

料を監査する意味で、代理人と監査人を一体のものとして主張する議論(これを「税務監査」とに制度化する意味があるとは思われないが)また、監査人は監査対象の作成者とは別個の人格(監査の第三者性)でなければならぬとして、同一対象については、同一人が監査人と、税務代理人にはなり得ないと考える議論がある。

この相違は、「監査」対象を何と考えるかによって生ずるものであるが、少くとも「監査」するものは「監査」対象の作成者であっては「監査」の意味がないことは明らかである。

ハ、「監査」基準、手続について 監査が一般的な証明力を持つたためには、すべての監査人が、同じ監査基準によって監査をおこなわねばならぬことは明らかである。

この監査基準についても「税務監査論」は一定しておらず、ある論者は、当然のこととして、税法、規則のみならず税務通達を含めて考えております。

また、別の論者は租税法主義の考えから、通達は「監査基準」にはなりえないと考えているようである。

言うまでもなく通達は納税者と律する法的性格はもたず、これを

「税務監査」の基準に含めることは、租税法主義を害うものである。

二、監査報告について

監査は通常、監査結果の報告をもってその効果をもたらすものと考えられるが、この報告についても、その必要なしと論ずるもの(監査報告なき監査制度とは空虚な概念のごとくであるが)から、税務官庁へ提出することを主張する意見までである。その報告の内容についても、監査範囲から採用した手続、結果までを長文の報告とすることを考えているものもあるが、イ、の監査客体についての考え方ともからんで、その主張する所は一定していない。

以上のように、現在「税務監査」として主張されているものの内容は、極めて種々の内容を含んでいる、これは、その論者によつて「税務監査」の目的が色々であるからである。この目的について見ると、①「税務監査」でもって、課税標準及び税額の正当性、正確性を証明し、税務官庁の調査にかえる機能を期待するもの。——その実限可能性についてはともかくとして、監査人の責任と権限、納税者と徴税者の民主主義社会における対立の必然性についての理解

の欠除、等々の点から、) 目的の監査は決して納税者のためにも、税理士のためにもなるものでないと言わねばなるまい。

②「税務監査」を制度化することによって、商法の監査制度改正(悪)と関連して、監査は公認会計士の専売でないことを明らかにし、職域の拡大(?)を期するもの。——この目的を期する論者にとつては、「税務監査」の内容はいわばどうでもよいことであつて監査という言葉と、政治的效果がねらいとするところと思われる。この論者は、現在税理士会が商法改悪反対の論拠としてあげている諸点は全くの方便にすぎぬのであろう。

③税理士の本来の業務である税務代理若しくは税務相談を確信をもつておこなうべく、専門家として一定の心証を得るために「監査」をおこなおうとするもの。

現在論ぜられてゐる各種の「税務監査論」には、大まかにいってこのような三通りの目的、意図がそれぞれその背景になつてゐるものと考えられる。

2「税務監査制度」によつて、も

たらざればならないポイント さて、税理士制度が、租税法主義を前提として、納税者の権利

ヨーゴをその目的とするものである以上、「税務監査」を論ずる場合も、常に納税者の権利ヨーゴにとつてどうであるかという視点が必要である。

この二点から考えるならば、先に見た税務監査の目的のうち、課税標準及び税額の正当性、正確性を証明しようとするものは、その監査基準に通達を含めない限り、税務当局に対しては何ら正当性、正確性を証明することにならず、通達を含めれば、租税法法律主義に反して納税者の権利を侵すことになる。

また、正当性、正確性の証明は当然に証明者の「責任」の問題を生ずるか、法平等の原則から、課税標準や税額の監査には重要性の原則が入り込む余地がないため、監査人の責任は無限に拡がり限定することができない。責任をまぬがれようとすれば、例外なしの精密監査を実施せねばならず——これは事実と不可能である——試査によれば、正当もしくは正確である旨の証明はできないこととなる

したがって、この監査は、監査人の責任の範囲を無限に拡大することによつて、税理士の権利を害うこととならざるを得ない。 そもそも「税務監査」はこのよ

うに部分監査と監査範囲の限定を前提としてしか成立しえない必然性をもっているものと考えられる

3 結 論

以上のように、現在論ぜられてゐる「税務監査論」は、納税者の権利ヨーゴのためにも、税理士自身の権利確立のためにもマイナスとなる多くの問題をかかえており、その制度化に絶対に反対する。ただ、先にも記した、税務代理なり、税務相談を確信をもつておこなうための「監査」を「税務監査」として主張している人々の動機は充分に理解できるし、また、税理士本来の基本的業務である税務代理の確立——税務代理権の確立——のためそのような「監査」は当然必要である。

しかし、この「監査、点検」は代理人が、代理行為をするために、専門家としての心象形成を得るべく実施するもので、いわば、税務代理等の付随行為であるから「税務監査制度」としてこれを独立させる必要は全くない。 税理士制度は本来税務代理人制度であり、その意味でも、第三者的な装いをもつ「税務監査制度」は税理士制度を变质させるものであり、これを認めるべきでない。

幹 事 会

今年度の最終幹事会は六月二十一日、東京・教弘会館で午後一時より開催した。

村田代表幹事の挨拶の後、審議に入った。

(議題)

- 1 税理士法対特別委の運営と日程調整の件
- 2 定時代議員総会運営対策と各会の動員について
- 3 総会議案の最終審議並びに監査に関する件
- 4 商法改正対策に関する意見具申に関する件
- 5 組織強化活動報告と具体策について
- 6 その他

税理士法改正に関する修正意見書の原案は七月五日、六日の両日、名古屋の松岡旅館で特別委員会を開催して作成することになつた。

次に、次期の役員人事が討議され特に村田代表幹事より要望があり、高知青年税理士会・諏訪青年税務研究会・神奈川県より各一名の幹事を選ぶことが話しあわれた (六月二十一日記)

高知・諏訪に青税連誕生 組織拡大報告

代表幹事 村田 昭

全国青税連は岐阜市での第二回定時代議員総会で組織部が設置され本格的に組織拡大活動に入った。特に本年度は個人加入制度に力を入れ、まず個人会員と全国青税連を密接なパイプで結ぶことが先決であるという認識から精力的な活動を実行した。

ここにその概況を報告し会員諸兄の参考としたい。
全会員が組織部の幹事であるという意識をもって戴き今後とも絶大なご協力を賜りたい。

組織拡大を実行するに当たってまず第一に考えたことは、都会的な発想による啓蒙運動では全国青税連の思考は徹底しないという考え方をとり、同じ次元で、同じ立場で、同じ青年という立場でお互いに手を結んで心を結びあつて努力しよう、不平不満をいうより、それを乗り越えるにはどうすればよいのか、不平不満のみでは前進はありえないということを強く訴え、地方の特殊事情を強く考慮に入れたことである。
地方の青年税理士の声を肌で感

じることが先決に思い四十四年八月初旬に福岡市・熊本市・鹿児島市を訪問して、税理士をとりまく色々の問題について話しあつた。

全国青税連の精神は理解できるが、すぐに行動するには色々の困難があるとのことであつたと思う。これらの事を参考に、全国的に全国青税連の存在意義をまずもってPRした。九月には単位位会の会長あてに代表幹事の筆になるPR原稿の掲載依頼をお願いした。

その結果、東京・大阪・名古屋・東京地方、北海道等の会報に掲載され、入会の問い合わせや反応があつた。
十一月十五日・十六日には、日税連の協力をえて登録番号九二〇一番から二三七二〇番までの昭和生れの税理士をピックアップして名簿を作成し不完全ではあるが名簿らしきものが完成した。完全な名簿を作成する為にはまだ時間を要すると思う。
十一月は時間をおしみながらの活動であつたが、十七、十八は豊橋

青年税理士クラブの創立総会に出席し、十八日には高松市を訪問し話し合った。高松では我々の努力不足からか専税協の団体が出来て反省している。この日は、青年税理士の出席が少なかつた事が結果的には不成功に終つたと思う。
十九日、二十日には、いよいよ四国行の本番である高知市に行き、青年税理士だけで十一名出席があり有意義な対話会であつた。二〇日は今回の世話役をして戴いた吉田先生に会って最後の話し合いをして二十一日午後の飛行機で帰京しその足で税理士会館に行き第一回の全国向けのシオリ発送を行つた。

高知では、「高知青年税理士会」が発足し現在、月例研究会、旅行会等の活動を行ない全国青税連本部には「税理士法改正の意見書」が提出されている。又規約改正についての要望もあり、小さな光かもしれないが、全国各地に与える今後の影響を考えると大きな光を思う。

十二月五日の総決起大会の後に北海道の青年税理士と話し合った。明けて四月九日には、以前から手紙・資料の交換をしていた長野・諏訪の浜先生達に会い、いよいよ諏訪を訪問することになり打合せを行ない十六日、十七日の両日

諏訪市を訪問して、青年税理士多数と意見の交換を行なった。
五月には「諏訪青年税務研究会」として発足し、会則第二条には「全国青税連」との連絡をうたつてゐる。この二つのグループは今後全国青税連に与える影響は大きくなると思う。

その他地方には青年税理士を中心とするグループがあるが、資料を交換したり手紙を出したりしてアプローチを試みている。
六月には第二回目の加入呼びかけを実行する為現在準備中である。個人加入会員にも、近くの青年税理士を紹介して戴くように呼

びかけもしている。
この一年間、文書による呼びかけも積極的に行い加入促進のムードづくりに努力した。
組織部では数回の会合をもち、名古屋を中心としてのアプローチも強く、未入会ではあるがグループが出来た。思うに地方の事情に適應したグループを結成する必要もあるし、親睦グループであつてもよいし、研究グループであつてもよいと思う。

一日でも早く真の意味の全国青税連に成長して、いつの日にか、完全な全国化が達成されるものと夢みている。(六月十日記)

個人加入会員地域別表

府県	市郡	数	府県	市郡	数
北海道	札幌市	2	長野	松本市	1
"	網走市	1	"	諏訪市	7
"	帯広市	1	"	岡谷市	5
"	釧路市	1	"	野田市	1
"	内田町	1	"	伊那市	1
青森	青森市	2	静岡	伊東市	1
岩手	盛岡市	3	"	松東市	1
秋田	能代市	1	"	津島市	1
山形	秋田市	1	"	熱海市	1
福島	宮崎市	1	石川	津島市	1
"	大川市	1	福井	敦賀市	1
"	川口市	1	"	武生市	1
"	父方郡	1	奈良	大和郡	1
"	行方郡	1	奈良	尾道市	2
茨城	茨城郡	13	"	尾道市	1
神奈川	横須賀市	1	"	尾道市	1
"	小田原市	1	"	尾道市	1
"	新加戸市	2	岡山	尾道市	1
"	高松市	2	"	尾道市	1
"	加茂市	1	"	尾道市	1
"	小笠原市	1	"	尾道市	1
"	新井市	1	"	尾道市	1
"	新郷市	1	"	尾道市	1
"	見附市	1	"	尾道市	1

合計 87名

高知青年税理士会だより

我々は、かねてからの念願であつた全青税連への加入がこの度実現し光榮に思っている。高知青年税理士会は小さな会である。

しかし望みは大きい。中央の諸氏と氣持の上で何も変わるものはない、モラルに満ちている、末永くお付き合い下さいませう。青年税理士には青年税理士の理想がある。その理想像は我々に課せられた責任であり義務がある。その理想の実現は全国の都道府県に青年税理士が発足し、その各單位位の意見を全国青税連でまとめ税理士会に反映させることが、最善の策と考へ、我々は四国の三県に機会あるつど全国青税連への加入を呼び掛けるつもりである。三月二十日(二十一日)当会は誕生して日も浅く會員間の意思疎通を計るため親睦を兼ねて、愛媛県の奥道後に旅行した。會員の自家用車を連れね国道三十二号線を突走った。山間部の自然の美は週末の疲れをいやしてくれた。幹部は有意義な親睦会にすべく氣苦勞も多い。小笠原、齋藤、森木氏の努力と犠牲のもとに、まずは成功であつたと反省している。この機会を利用して愛媛県の青年税理士と会合の予定

であつたが、当ららの連絡不十分も手伝つて、愛媛県の青年税理士は、ホテルを訪れなかつた。今更ながら残念である。しかし会合の資料等を、四国青税理士同志会(愛媛県)に手渡すべく先輩の先生に依頼した。後目文書にて我々の目的、考へ方、等を説明し全青税連への加入を呼びかけた。四月十日 四月の例会を開いた。四月一日付四国税理士会報に我々の税理士法改正要望書が掲載された。しかし、削除されること、はなはだしく名称さえも変名され、早速抗議すべきであると決議した。

全国青年税理士連盟

同好会規約

- (名称) 第一条 本会は全国青年税理士連盟同好会と称する。
- (資格) 第二条 本会は当連盟の會員をもつて構成する。但し入会退会ともに自由意志による。
- (目的) 第三条 本会は健全なるレクリエーション娛樂を通じて會員相互の親睦交流を図り、当連盟の組織拡大發展強化に寄与することを目的とする。

- (事業) 第四条 本会は前条の目的を達成するため、會員の希望する各種の同好会俱樂部(以下俱樂部と称する)を設置し次の事業を行なう。
 - (1) リクリエーション スポーツ娛樂趣味の会の開催
 - (2) その他本会の目的達成に必要な事業
- (運営委員会) 第五条 本会の最高議決機関として運営委員会を設ける。構成は次の通りとする。
 - 委員長 一名(代表幹事)
 - 副委員長三名(副代表幹事)
 - 委員 若干名(厚生部正副長および俱樂部代表各一名)
 運営委員会は年二回(原則として毎年四月と九月)開催し、本会の業務執行に関する事項を決定する。

- (俱樂部) 第七条 各俱樂部は自主的運営を原則とし各三名以上の委員を選出し、俱樂部運営に関する次の業務を執行する。
 - (1) 第四条に規定する俱樂部活動の企画並びに運営
 - (2) 前項につき事務局との事前協議及び結果報告
 - (3) 各種の業務記録簿書類等の整理並びに保管
 - (4) その他俱樂部運営に必要と認められる業務
- (任期改選) 第八条 俱樂部委員の任期は一年とし毎年七月に改選する。任期満了後は会務並びに會計報告を行なつてのち交替する。但し留任は妨げない。
- (運営基金) 第九条 俱樂部の運営費用は俱樂部員の個人負担又は補助金及び寄附金をもつて充當する。

- (部則) 第十条 各俱樂部の運営を円滑にするため、それぞれ独自の呼称や運営方法について部則を制定することを妨げない、部則を制定した場合事務局に届けおくものとする。
- (俱樂部の設廢) 第十一条 俱樂部としての資格は原則として十名以上の加入者を要し新設又は廢止については運営委員会において決定する。
- (年度) 第十二条 本会に関する事業並びに會計期間は毎年八月一日より七月三十一日までの一年間とする。
- (その他) 第十三条 本規約の改廢並びに本規約に定めるものの外必要な事項については運営委員会において決定する。

俱樂部員の個人負担等に対する賦課徴収並びに會計処理については各俱樂部に一任する。当連盟厚生部よりの補助金並びに寄附金の取扱については運営委員会において協議決定する。

各単位会だより

名青税

名古屋青税連第五回定時総会及び研修会は五月十六日名古屋税理士会館にて名古屋国税局直税部長他多数の来賓出席の許に盛大に開催された。報告事項・審議事項は原案通り承認可決された。報告議案中「会員に関する事項」では本年中の会員異動報告がなされ、一割の会員増が報告され、今後とも全員の協力により一層の組織拡大充実がなされるよう約した。各部報告に於ては、限られた予算を最大限に活用した成果報告がされたが、やはり予算不足が感じられた。総会終了後の研修会に於ては宮下直税部長を中心とした行政当局諸士と税理士業界における第一線若手税理士との現場情報交換的意味合いを持った座談会が催され、宮下部長も昭和二年生れで我々と年代を同じくされている関係上税務行政についても十年後の情勢分析に基づいた非常に近代的思考の士に見受けられ参加者一同意を強くした次第、今後とも斯様な会の催を願った。

大青税

4月9日大青税役員会開催、各部各支部の活動状況と今後の計画等を討議した。松本代表幹事が大税金報に投稿した原稿が「ボツ」にされた件につき、大税金弘報部に公開質問状を提出することに可決された。

5月10日神戸市裏六甲グラウンドにおいて、各支部対抗ソフトボール大会が開催され、六十数人の会員が参加、京都支部が優勝。

6月6日大税金館において、臨時総会を開催。規約改正案を審議、一部修正し可決された。同日大税金館七階講堂において、税理士飯塚 毅先生を関東より招き、「飯塚事件と事務所管理の諸問題」と題して講演会を開催、大青税会員および大税金多数参加、税務当局による弾圧にも屈せず、またそれらをはね返す基礎となった事務所管理の在り方、そしてコンピュータの導入による税理士事務所の将来の方向等、有意義な講演を熱心に聞き入っていた。終了後、飯塚先生を囲んで、談会を開いた。

東青税

東京青税連は二月定例役員会で税理士法改正特別委員会を発足させ、前年度に発表した「日税連税調答申批判」としての青税意見書の再検討を行った。三月十日第一回委員会を開き、以後七回委員会を開催した。討論の中心は、税務監査、税務代理、試験制度等であり、近く修正意見書が発表されるはこびとなった。

更に研究部、制度部共催で四月十日には税理士萩原映太郎氏をまねき税務監査の本質について研究会をもった。五月十三日には本年度最後の役員会を催し、規約審議、総会討議を中心に活発な討論が行なわれた。規約審議の中心は、目的の「税理士会の強化発展」を「税理士制度の強化発展」に第三条「本会は青年税理士を以って組織する」を、「一般試験合格者及びそれに準じて資格を取得した税理士を以って組織する」と改め、年令制限については、審議の結果、明文化せず、役員を選出その他運営面で留意していくことになった。その他六月三日、厚生部主催の春の親睦旅行が多数の全員出席のもと熱海ガーデンで行なった。

日程決まる!!

七月十九日(日) 熱海にて開催

第三回定時代議員総会は七月十九日、静岡県熱海市において次のとおり開催されることが決まった。

◎代議員総会

日時 十九日 十二時三十分～十五時
場所 熱海ニューフジャホテル会議室

◎研究会

日時 十九日 十五時三十分～十七時
場所 熱海ニューフジャホテル会議室
テーマ『税理士事務所の事務管理と経営の合理化』

発表者 東京 宅野 仰
(十七時より～十八時まで休憩)

◎懇親会

日時 十九日 十八時～二十時三十分
場所 熱海ニューフジャホテル
コンベンションホール

代議員総会

幹事会報告

第五回幹事会は

四月十四日午後二時から、大阪合同税理士会館で開催。松本副代表幹事の議長によって午後五時過ぎまで、次の事案が審議された。

(一) 税理士法改正問題について 今回の幹事会には、本連盟法対特別委も参加し、まず、村田同委員長から、三月十九日の法対委員会報告、その後の経過説明があり、日税連法対委の動向とこれの対策について、特に、青税出身の日税連法対委への要請事項並びに法改正に関する本連盟の意見書の取扱いが検討された。

(二) 新商改正対策について

村田商対策委員長より、経過報告があり、日税連商対策委員長との協議事項とその対策について審議された。

(三) 定時代議員総会に關して

安井総務部長から、同大会運営委員の決定につき報告され、承認された。次いで、桑原同委員長から、同大会の概要発表と全幹事の協力が要請された。

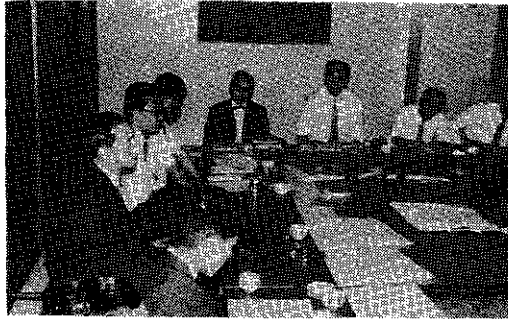
(四) 組織拡大状況に關する件

村田代表幹事、奥田組織部長より、未組織地区の個人加入と地域

別グループ結成状況についての報告があり、今後の活動予定につき意見が求められた。

(五) 各部報告その他

主なものは次の通り。第二回シンポジウム開催について(研究部)、同好会の結成と同規約の検討(厚生部)、規約審議の経過と意見の聴取(規約審議特別委)



第六回幹事会は

五月二十日名古屋国鉄会館において開催。

まず午後一時から、各部別幹事による本年度の事業予定と事業報告並びに次年度事業計画案の検討

を行ない、午後二時から、吉富副代表幹事の議長によって、次の事項を審議、午後六時散会した。

1 各部事業予定と事業報告及び事業計画案について

各部長から、部会の結果を発表収支状況とともに定時総会議案書についても併せて審議された。

2 代議員総会に關する件

桑原実行委員長より、総会及び関連行事の委員会計画が発表された後、総会運営とその対策につき協議された。

3 規約改正に關する件

村田代表幹事からの規約審議特別委員会の経過報告と次回総会上程する事項についての提案に対し検討された。

4 税理士法改正対策について

村田代表幹事より、法対特別委の経過発表があり、全国青税としての税理士法改正に対する意見書の取扱いについて、今後の対策を協議した。

また、社会党の横山利秋議員が臨席され、商法改正問題、国税不服審判所設置、来年度税制改正の問題点につき報告があり、意見の交換が行なわれた。最後に、次回幹事会を六月二十一日、東京で開催することを申合せた。(以上)

第三回定時

リクレーション大会の企画も揃う!! 翌二十日(月)三部に分れて実施

●マーじゃん

日時 二十日 十時~十五時

場所 熱海ニューフジャホテル

会費 三〇〇〇円

●ゴルフ

日時 二十日 九時三〇分スタート

場所 サザンクロスカントリー (ホテル発八時三十分)

会費 七〇〇〇円

●旅行

日時 二十日 九時二十分スタート 二十一日 十三時二十分熱海帰港

◎伊豆大島遊覧 会費 八〇〇〇円

旅行予定表

9時20分熱海港発 東海汽船伊豆大島元町着 11時10分 大島一周遊覧バス乗車 17時大島小涌園ホテル着 同ホテルにて宴会及び宿泊 7月21日11時30分元町発 13時20分熱海港着

創刊満二年を迎えて

日本経営通信社の

協力に感謝する

全国青年税理士連盟

代表幹事 村田 昭

全国青税連の会報は創刊以來二年を迎えた。これは會員諸兄のご支援の賜です。

直接、会報の編集にタッチして下さった広報部員のご努力あつてのものと思ひ深く感謝します。

全国青税連會員との密接なパイプ役としての役割は大であつたし、今後の活動に期待するものです。

しかし広報活動の表になり裏になって協力してくれた会社、日本経営通信社があることを申しそえたい。會員諸兄は毎号の最終ページに広告の掲載があつたのでご記憶のことと思ひます。

この機会に我々全国青税連と苦勞を共に歩んできた日本経営通信社について一言述べさせていただきます。

青年税理士との関係は、東京、大阪、名古屋の各青税連

の会報印刷にご協力を載せております。

全国青税連の誕生の時を思ひ起すに、会報の創刊号の三面に東京青税連の第三代目會長の天野良雄君が述べている全国青税連の母体となつた打

合会、即ち「第一回浜松会談」は全て日本経営通信社が手配し、現在の全国青税連の誕生に協力を戴いたもので、我々と共に苦勞をしました。

それ以来の関係で会報だけは積極的に発行したい、発行してくれという會員の要望もあつて、乏しい広報部予算の中

では数多くの発行は不可能です。献身的な奉仕をお願いしている次第です。

会報発行満二年を迎えようとして現在、このよう献身的な会社があつたことを思ひ起すことは意義あることと思ひ筆をとつた次第です。

☆☆☆☆

日本経営通信社は、全国婦税連、専税協、各支部会報等の印刷にも協力し、会社の方針が「税理士の為、税理士会の為」ということがキャッチフレーズだそうで、

この目的の為には商業ベースを忘れて努力しているそうです。

税理士の、税理士会のみを対象にした唯一の会社として今後ともその方針を全うされることを併せて切望する次第です。

日本経営通信社の創立十周年記念祝賀会が去年帝国ホテルで開かれましたが多数の青年税理士を招待され、ときの代表幹事であつた前田宜久君の感謝の辞を申しのべる機会を与えて戴いたことは思ひ出も新たなことです。今後、きびしい経済情勢の中で全国青税連と同じように強い意思をもって積極的な発展を希望します。日本経営通信社のご発展を全会員を代表して祈念する次第です。

☆☆☆☆

日本経営通信社は

税理士会 とともに歩んでおります

刊行

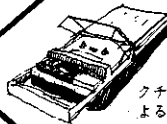
日本税理士会連合会編集
税理士会の簡易帳簿
税務勞務カレンダー
日本税理士会連合会監修
改正税法と活用のポイント

国際税務会議



日税連、東京会、大阪合同会等と共催の海外税務会議も、アメリカ・ヨーロッパをはじめ世界10数ヶ国で好評のうちに回を重ねています。

日本経営通信社の テーブルレクチャー



税理士及び、経営者等トップマネジメントクラスのテーブルレクチャー。一流の講師による一流の講義をお届けしています。

★日税連推薦・編集になるテーブルも制作しています。

印刷並びに製作

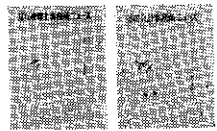
東京税理士会會員名簿
東京税理士会税務職員名簿
東京税理士会制定業務書式
大阪合同税理士会制定業務書式



日税連正・副会長推薦

月刊 会計ニュース

全国4000名以上の先生方が
ご利用になっています。



(A版)



(B版)



(C版)



(D版)

日税連会報「税理士界」広告代理店

株式会社

日本経営通信社

本社 東京都新宿区新宿2-57 佐原ビル4F
TEL (356) 0061 (352) 0769・0760
支社 大阪市東区内淡路町1-26 片岡ビル3F
TEL (941) 7227・7228
九州支社 別府 (3) 0 5 1 06